

★ 広島県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（規則第五十五号）（建築課）

一 改正の要旨

建築基準法の一部が改正され、応急仮設建築物の存続期間の延長及び災害救助用建築物又は公益的建築物の存続期間の延長に係る許可が新設されたことに伴い、許可申請に必要な図書又は書面を定めるなど、必要な改正を行った。

二 施行期日

令和四年十月六日